

令和3年度収納対策緊急プラン

1. 収納体制の充実・強化

- (1) 収納業務推進員を配置し、少額案件の徴収及び納税相談、期限内納付の促進を行う。
- (2) 市納税催告センター内に国民健康保険税のオペレータを配置し電話による納付督促を行う。
- (3) 滞納繰越分のみの滞納者のうち資格喪失者や困難案件等の一部について、納税課へ徴収業務を移管し滞納整理の強化を図る。
- (4) 職員の資質向上を図るため、課内研修として滞納処分に関する事務処理研修を実施するとともに、対外研修へも参加する。
- (5) 特別滞納整理指導員を配置し、滞納繰越分を中心に滞納者への催告文書の送付及び電話による督促等を行うなど、滞納整理の強化を図る。
- (6) 滞納整理を効果的に進め、事務処理体制の強化を図るため、滞納整理基本方針を策定する。

2. 国保資格及び保険税賦課の適正化

- (1) 他保険加入者の把握に努め、早期に資格喪失届の提出を勧奨する。また、大幅な遅延者については、勤務先への調査等に基づき職権で国保資格を喪失させる。
- (2) 実態調査員を配置し、通知書等が返戻となった者等について、実態把握及び追跡調査を行い、資格の適正化を図る。
- (3) 未申告者へ文書を送付し、取り組み期間内に申告の無い方については職員による電話・臨戸及び納税催告センターからの電話等による申告勧奨を行う。
- (4) 失業等のほか新型コロナウイルス感染症の影響による納付困難な世帯について、保険税減免の積極的推進を図る。

3. 滞納者対策の強化

- (1) 督促状発送直後の電話督促：新たな滞納を防ぐため督促状発送直後に納税催告センターより納付の督促を行う。
- (2) 市外転出者に対する納付の督促：文書・電話等による納付督促を実施する。市外転出者に対する実態調査・財産調査を行ない滞納整理の強化を図る。
- (3) 収納強化月間の実施
 - 年度末特別徴収強化（4月～5月）
 - 当初課税徴収強化（7月～8月）
毎年のように滞納繰越している未納者への納付指導
 - 高額滞納者や困難事案等についてのグループ長協議（8月）
 - 保険証一斉更新時の徴収強化（3月）
 - 休日窓口開設等による納付相談の実施（3・4・12月）
 - 年金支給月等における催告の強化
 - 滞納処分の強化（11・2月）
- (4) 滞納者の財産調査を実施し、預貯金・給与等の債権や不動産の差押を行う。

(5) 療養費等の現金給付の申請時に、未納税への充当を含めた納税相談を行う。

4.口座振替の積極的促進

(1) ペイジー口座振替受付サービスにより、新規加入時等における窓口での口座振替勧奨を行う。

(2) 職員及び収納業務推進員による窓口での勧奨、広報紙・市ホームページ、又は納税通知書・督促状送付時の案内を行う。

(3) 口座振替勧奨文書の送付を行う。

(4) 納税催告センターからの電話による納付督促時に口座振替を勧奨する。

5.その他取り組み

「国保ニュース」、「国保税ミニガイド」、「国民健康保険のしおり」を配付し、国保制度及び

事業に関する周知・啓発を行う。